

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第 17 条第 3 項に規定する知事が別に定める鳥取県建築物環境総合性能評価システムについて

1 趣旨

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（平成 21 年鳥取県規則第 79 号。以下「規則」という。）第 17 条第 3 項に規定する鳥取県建築物環境総合性能評価システムについて必要な事項を定める。

2 規則第 17 条第 3 項関係

規則第 17 条第 3 項に規定する鳥取県建築物環境総合性能評価システムは、次のとおりとする。

(1) 建築物（戸建住宅を除く。）に係る評価を行うシステム（以下「CASBEEとっとり」という。）は、財団法人建築環境・省エネルギー機構（昭和 55 年 3 月 29 日に財団法人住宅・建築省エネルギー機構という名称で設立された法人をいう。）に設けられた建築物の総合的環境評価研究委員会において開発された建築環境総合性能評価システム（以下「CASBEE」という。）のうち「CASBEE－建築（新築）」に、次に掲げる重点項目の評価を加えたものとする。

- 一 県産材利用の推進
- 二 鳥取県認定グリーン商品利用の推進
- 三 自然エネルギーの変換利用の推進
- 四 敷地内緑化の推進

(2) 前項に定める重点項目は、次の各号に定める方法により評価を行うものとする。

- 一 別表 1（ア）欄に掲げる重点項目の評価は、次号の総合評価点を第三号の最高評価点で除した値とする。
- 二 総合評価点は、別表 1（イ）欄に掲げる評価項目の区分ごとに、それぞれ同表（ウ）欄に掲げる評価方法により算出された数値が該当する同表（エ）欄に掲げる評価基準の区分に応じた同表（オ）欄に掲げる評価点の合計とする。
- 三 最高評価点は、別表 1（イ）欄に掲げる評価項目（同表備考欄に掲げる評価を行わない場合に該当するものを除く。）の区分ごとに第二号の評価方法により与える（オ）欄に掲げる評価点のうち最も高い評価点の合計とする。

(3) 建築物（戸建住宅に限る。）に係る評価を行うシステム（以下「CASBEEとっとり（戸建）」という。）は、CASBEEのうち「CASBEE－戸建（新築）」に、次に掲げる重点項目の評価を加えたものとする。

- 一 県産材・地域産品・伝統技術活用の推進
- 二 自然エネルギー利用の推進
- 三 維持管理体制の整備
- 四 敷地内緑化の推進
- 五 まちなみ・景観形成の推進

(4) 前項に定める重点項目の評価は、別表 4（ア）欄に掲げる重点項目ごとに、それぞれ同表（イ）欄に掲げる評価方法により算出された数値が該当する同表（ウ）欄に掲げる評価基準の区分に応じた同表（エ）欄に掲げる評価点の合計とする。

別表 1

(ア) 重点項目	(イ) 評価項目	(ウ) 評価方法	(エ) 評価基準	(オ) 評価点
県産材利用の推進	主要構造部	主要構造部の県産材使用率 (%) = 県産材使用量 (m ³) / 木材使用量 (m ³)	50%以上	5
			1%以上 50%未満	3
			1%未満	0
	床材	床材の県産材使用率 (%) = 県産材使用面積 (m ²) / 木材使用可能面積 (m ²)	50%以上	5
			1%以上 50%未満	3
			1%未満	0
	腰壁	腰壁の県産材使用率 (%) = 県産材使用腰壁面積 (m ²) / 木材使用可能腰壁面積 (m ²)	50%以上	5
			1%以上 50%未満	3
			1%未満	0
	外装材	外装材の県産材使用率 (%) = 県産材使用外壁面積 (m ²) / 木材使用可能外壁面積 (m ²)	50%以上	5
			1%以上 50%未満	3
			1%未満	0
総使用量	主要構造部・床材・腰壁・外装材における県産材の総使用量	30 m ³ 以上	5	
		15 m ³ 以上 30 m ³ 未満	3	
		1 m ³ 以上 15 m ³ 未満	1	
		1 m ³ 未満	0	
鳥取県認定グリーン商品利用の推進	鳥取県認定グリーン商品利用の推進	鳥取県認定グリーン商品認定要綱第3条第1項に規定する鳥取県認定グリーン商品（平成15年環管第29号鳥取県生活環境部環境管理推進課長通知）のうち使用している品目の数	建築資材等の品目を2種類以上、かつ、道路資材等及び農業・緑化材等の品目（以下「その他の品目」という。）と合わせて3種類以上	25
			建築資材等の品目を1種類以上、かつ、その他の品目と合わせて2種類以上	15
			建築資材等の品目を1種類以上	5
			上記のいずれにも該当しない	0
設備システムの高効率化	設備システムの高効率化	別表2に掲げる評価手法に応じ算出されたBEI値又はBEIm値により評価	レベル5	25
			レベル4	15
			レベル3	10
			レベル2	5
			レベル1	0
敷地内緑化の推進	敷地内緑化の推進	別表3に掲げる取組のうち、採用している取組の区分に応じて与える評価ポイントの合計	評価ポイント13以上	25
			評価ポイント10から12	15
			評価ポイント7から9	10
			評価ポイント4から6	5
			評価ポイント0から3	0
備考				
次の各号に定めるものに該当する場合は、評価を行わないものとする。				
一 建築基準法（昭和25年法律第201号）第27条、第61条又は第62条により、主要構造部を木造とすることができないもの。				
二 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条により、腰壁に木材が使用できないもの。				
三 建築基準法第61条又は第62条により、外装材に木材が使用できないもの。				

別表2 設備システムの高効率化に係る評価

評価手法	BEI (BEIm) 値	評価基準
一時エネルギー消費量	【BEI値】 ≥ 1.10	レベル1
	【BEI値】 = 1.05	レベル2
	【BEI値】 = 1.00	レベル3
	【BEI値】 = 0.90	レベル4
	【BEI値】 ≤ 0.70	レベル5
モデル建物法	$1.05 < \text{【BEIm値】}$	レベル1
	$1.00 < \text{【BEIm値】} \leq 1.05$	レベル2
	$0.90 < \text{【BEIm値】} \leq 1.00$	レベル3
	【BEIm値】 ≤ 0.90	レベル4
	該当値なし	レベル5

※一時エネルギー消費量／エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年1月31日経済産業省・国土交通省告示第1号）（以下「平成25年省エネルギー基準」という。）第1-2-1の設計及び基準一時エネルギー消費量をいう。

※BEI (BEIm) 値／平成25年省エネルギー基準における設備システム全体の一時エネルギー消費量の計算結果を準用した指標をいう。

別表3 敷地内緑化の推進に係る取組

取組	評価ポイント
敷地とその周辺を含む生物環境に関する立地特性を把握している。	1
立地特性に基づいて生物環境の保全と創出に関わる計画方針を示している。	1
敷地内にある動植物、表土、水辺等の生物資源を保存している。	1
敷地内にあった動植物、表土、水辺等の生物資源を復元（再生）している。	1
外構面積の10%以上20%未満を緑化し、なおかつ中高木を植栽している。	1
外構面積の20%以上50%未満を緑化している。	2
外構面積の50%以上を緑化している。	3
建物緑化指数が0.05以上0.2未満を示す建築物の緑化を行っている。	1
建物緑化指数が0.2以上を示す建築物の緑化を行っている。	2
敷地や建物の植栽条件に応じた適切な緑地づくりを行っている。	1
野生小動物の生息域の確保に配慮した緑地づくりを行っている。	1
地域の郷土種の保全に配慮した緑地づくりを行っている。	1
建物運用時における緑地等の維持管理に必要な設備を設置し、なおかつ管理方針を示している。	1
建物利用者や地域住民が生物とふれあい自然に親しめる環境や施設等を確保している。	1
上記の評価項目以外に生物環境の保全と創出に資する独自の取組を行っている。	1

別表4

(ア) 重点項目	(ウ) 評価方法	(エ) 評価基準	(オ) 評価点
県産材・地域産品・伝統技術活用の推進	別表5に掲げる取組のうち取組んでいる数	いずれか4つ以上	5
		いずれか3つ以上	4
		いずれか2つ以上	3
		いずれか1つ以上	1
		上記のいずれにも該当しない	0

躯体と設備による総合的な省エネルギー対策の推進	一時エネルギー消費率の値で評価	一時エネルギー消費率が 90%以下 (低炭素建築物の認定基準相当)	5
		一時エネルギー消費率が 100% (H25 省エネ基準相当)	4
		上記のいずれにも該当しない	0
維持管理体制の整備	別表 6 に掲げる取組のうち取組の数	2 つ以上	5
		1 つ	4
		上記のいずれにも該当しない	0
敷地内緑化の推進	敷地内の外構面積に対する緑化面積の比率	50%以上	5
		40%以上	4
		30%以上	3
		20%以上	2
		上記のいずれにも該当しない	0
まちなみ・景観形成の推進	別表 7 (ア) 欄及び (イ) 欄に掲げる取組のうち、取組んでいる数	別表 7 (ア) 欄に掲げる取組を行った上に、 (イ) 欄の 1 から 5 のうち、いずれか 1 つ行っている。または、(イ) 欄の 1 から 5 のうち、いずれか 3 つ以上行っている。	5
		別表 7 (ア) 欄に掲げる取組を行っている。 または、(イ) 欄の 1 から 5 のうち、いずれか 2 つ行っている。	4
		別表 7 (イ) 欄の 1 から 5 のうち、いずれか 1 つ行っている。	3
		上記のいずれにも該当しない	0

別表 5 県産材・地域産品・伝統技術活用の推進に係る取組

取組
住宅の構造躯体に使用する木材に県産材を積極的に活用している。
住宅の内外装材、外構資材として使用する木材に県産材を積極的に活用している。
住宅の内外装材や外構資材に鳥取県認定グリーン商品、その他県内で生産された建築資材（木材を除く。）を使用している。
住宅の内外装に左官仕上げ（基礎回り以外で、仕上面積 20 m ² 以上のもの）を採用している。
住宅の構造躯体に使用する木材を手刻み加工としている。

別表 6 維持管理体制の整備に係る取組

取組
定期点検及び維持・補修・交換が適正時期に提供できる仕組みがある。（長期維持保全計画の提供及び説明を含む。）
住まい手が適切な維持管理を継続するための、情報提供（マニュアルや定期情報誌など）や相談窓口などのサポートの仕組みがある。

住宅の基本情報（設計図書、施工記録、使用部材リスト等）及び建物の維持管理履歴が管理され、何か不具合が生じたときに追跡調査できる。

別表7 まちなみ・景観形成の推進に係る取組

分類	取組
(ア) 近隣住宅・街区との調和	以下の要素が近隣の住宅地景観から突出せず、連続あるいは調和させている。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅本体の配置（特に前面道路との関係） ・住宅本体の高さ・屋根形状 ・住宅本体の外壁・屋根の色彩 ・接道部の塀・垣、緑 ・その他、カーポート、屋外設備、物置などの配置、色、形状
(イ) まちなみ・地域景観への積極的な配慮	1 庭のつくり方や植栽の樹種、配置に、地域のまちなみに寄与するような配慮がされている。
	2 照明・ファニチュア・塀・垣などにより、道や通りを演出し、景観形成に寄与している。
	3 建築設備機器・ゴミ収集設備などをルーバーや植栽などで目立たない工夫をしている。
	4 建物意匠や外構計画により、場所に応じた演出をしている。
	5 地域の景観計画等に基づいた取組を行っている。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 21 日から施行する

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 2 月 9 日から施行する。